

令和4年度飯豊町農林水産物等災害対策事業について

飯豊町では、8月の大雨被害の復旧に要した経費や被災後に収量・品質の低下を防止するためにも要した経費を対象に支援措置を実施いたします。

つきましては、下記[支援措置の概要]及び別表をご承知願います。

[支援措置の概要]

8月の大雨被害への対応に要した、以下の経費を対象として補助金を交付します。

メニュー	補助率
① 農業用施設等復旧	
② 農薬購入	2/3
③ 肥料購入	※限度額 あり
④ 補植用苗・種子購入	

※別表に詳細な支援メニュー表がございます。

留意事項

1. 被災後、新たに購入、実施したものが対象となります。
2. 今後、申請にあたっては、補助対象経費の代金支払を確認できる領収書等の書類、追加防除等を行ったことが確認できる生産履歴や作業日誌が必要となります。

別表 支援メニュー表

	支援メニュー	対象	要件及び補助対象経費	必要書類										
①	農業用施設復旧 【補助率 2/3】※1	トラクター、コンバイン、乾燥機等	<ul style="list-style-type: none"> 被災後に実施した復旧 耐用年数の制限なし 1台当たりの限度額 大型農機具：1,200千円/台 中型農機具： 334千円/台 小型農機具： 20千円/台 	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況が把握できる写真 購入した農機具等の発注、納品等がわかるもの。 										
②	農薬購入 【補助率 2/3】※2	水稻、大豆、果樹	<ul style="list-style-type: none"> 被災後速やかに実施した追加防除 殺菌剤（1回分）の購入経費 	<ul style="list-style-type: none"> 購入した農薬、肥料又は種子等の代金の支払いを確認できる領収書などの書類 追加防除等を行ったことが確認できる生産履歴や作業日誌 <p>【事業実施基準】 〈農薬購入〉 10a当たりの基準単価 水稻：466円、大豆：1,157円 果樹：1,929円 アスパラガス：1,647円 枝豆：2,555円 その他野菜、花き等： 1回分1,157円、2回分2,314円 3回分3,472円 飼料作物：1,191円 果樹（樹体）：3,715円 </p>										
		野菜、花き	<ul style="list-style-type: none"> 被災後速やかに実施した追加防除 殺菌剤（最大3回分の購入経費） <p>※アスパラガス、枝豆 1回限り</p>											
		飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> 被災後～11月30日に実施した除草 除草剤（1回分）の購入経費 											
③	肥料購入 【補助率 2/3】※2	大豆	<ul style="list-style-type: none"> 被災後速やかに実施した追肥 窒素肥料（1回分）の購入経費 	<p>〈肥料購入〉</p> <table border="0"> <tr> <td>大豆</td> <td>2,481円</td> </tr> <tr> <td>果樹</td> <td>(葉面散布肥料) 2,077円 (酸素供給材) 4,389円</td> </tr> <tr> <td>野菜・花き等</td> <td>(葉面散布肥料) 1回分2,077円 2回分4,154円</td> </tr> <tr> <td>飼料作物</td> <td>(酸素供給材) 1回分4,389円 6,735円</td> </tr> </table> <p>〈種子購入〉</p> <table border="0"> <tr> <td>そば等</td> <td>3,234円</td> </tr> </table>	大豆	2,481円	果樹	(葉面散布肥料) 2,077円 (酸素供給材) 4,389円	野菜・花き等	(葉面散布肥料) 1回分2,077円 2回分4,154円	飼料作物	(酸素供給材) 1回分4,389円 6,735円	そば等	3,234円
大豆	2,481円													
果樹	(葉面散布肥料) 2,077円 (酸素供給材) 4,389円													
野菜・花き等	(葉面散布肥料) 1回分2,077円 2回分4,154円													
飼料作物	(酸素供給材) 1回分4,389円 6,735円													
そば等	3,234円													
果樹	<ul style="list-style-type: none"> 被災後速やかに実施した追肥 葉面散布肥料、酸素供給材（1回分）の購入経費 													
野菜・花き	<ul style="list-style-type: none"> 被災後速やかに実施した追肥 葉面散布肥料（最大2回分）、酸素供給材（1回分）の購入経費 													
飼料作物	<ul style="list-style-type: none"> 被災後速やかに実施した追肥 化成肥料等（1回分）の購入経費 													
④	種子購入 【補助率 2/3】※2	そば等	<ul style="list-style-type: none"> 被災後速やかに実施した再播種 種子の購入経費 											

※1 農機具の場合は経費の2/3の額か1台当たり限度額のいずれか低い額

○大型農機具、中型農機具、小型農機具の考え方

- 大型農機具…6条刈コンバイン相当以上の農機具
- 中型農機具…トラクター（50PS）相当以上、6条刈コンバイン相当未満の農機具
- 小型農機具…トラクター（50PS）相当未満の農機具（動力噴霧機、管理機、刈払機、乾燥機、選別機、エンジンポンプ、発電機等）

※2 購入に要する経費の2/3に相当する額と、町事業実施基準の基準単価に実施面積を乗じて得た額の2/3に相当する額のいずれか低い額